

習志野市農業委員会総会議事録

令和5年第2回習志野市農業委員会総会は令和5年2月7日（火曜日）に習志野市役所2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時00分
2. 委員の出欠席 16名中 13名出席 欠席3名（網掛け）
（委員氏名）

1番 中野 政博	2番 江口 明美	3番 江口 勝洋
4番 渡邊 喜代美	5番 櫻井 茂雄	6番 三代川 和彦
7番 飯生 正己	8番 廣瀬 克久	9番 村山 源司
10番 中墓 明	11番 矢野 泰宏	12番 都築 博文
13番 織戸 淳也	14番 渡邊 幸枝	

会長 三代川 彦博 会長職務代理者 村山 茂男

3. 議事録署名人 3番 江口 勝洋 4番 渡邊 喜代美
4. 総会に付した議件

議案第 1 号 生産緑地のあっせん結果について

議案第 2 号 生産緑地のあっせんについて

議案第3-1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3-2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4-1号 令和4年度習志野市農用地利用集積計画第4号（案）について

議案第4-2号 令和4年度習志野市農用地利用集積計画第4号（案）について

議案第4-3号 令和4年度習志野市農用地利用集積計画第4号（案）について

5. 報告案件

報告第 1 号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3-1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第3-2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第 4 号 転用事実確認証明書の交付について

6. 議案審議結果

上程 7件 承認 7件

7. 閉会時間 午前10時50分

<p>議 長</p>	<p>それでは、ただ今より、令和5年第2回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>総会の開催に当たりましては、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じて、総会を開催いたします。</p> <p>これまでどおり、皆様のご協力を仰ぎながら出来る限り会議時間の短縮を図りまして、濃厚接触の軽減に努めて参りたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p> <p>本日は、1番、中野 政博委員、12番、都築 博文委員、13番、織戸 淳也委員から欠席される旨のご連絡がありました。</p> <p>よって、農業委員16名の内、13名の出席により、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、習志野市農業委員会会議規則第26条の規定に基づき議長より指名させていただきます。</p> <p>3番、江口 勝洋委員、4番、渡邊 喜代美委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議案上程件数は7件、報告件数は5件でございます。</p> <p>それでは、早速審議に入ります。</p> <p>議案第1号、「生産緑地のあっせん結果について」を議案とします。</p> <p>事務局は、議案第1号の議案説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第1号は、生産緑地のあっせん結果についてであります。</p> <p>対象となりました生産緑地は、習志野市鷺沼二丁目の農地1筆であり、面積は363平方メートルであります。</p> <p>申請者は、資料記載の通りであります。</p> <p>対象となりました生産緑地につきましては、令和5年1月10日開催の令和5年第1回総会において、皆様方に生産緑地の所在地や買取り希望額等を情報提供させていただきました。</p> <p>本日は、地域の農業従事者で、当該生産緑地の購入を希望された方がいらっしゃったのか、皆様方より報告を頂戴するものであります。</p> <p>なお、本日のあっせん結果につきましては、総会後に市長に対し回答いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>本件は、対象となった生産緑地の買取り希望を確認するため、先月の総会にて、情報提供させていただいた案件です。</p> <p>早速ですが、地域の方々から対象地を購入しようとお考えになった方はおられましたか。</p> <p>各委員、どうでしょうか。</p> <p>鷺沼地区担当の村山職務代理、いかがでしょうか。</p>
村山職務代理	<p>はい。希望者ありませんでした。</p>
議 長	<p>はい。続いて、同地区担当の廣瀬委員はいかがでしょうか。</p>
廣瀬委員	<p>はい。こちらも希望者おりませんでした。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>他の地区で購入希望者はいらっしゃいませんでしたか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>特段、購入希望を示された方はいなかったということで良いでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、議案第1号の対象生産緑地については、購入希望者がいらっしゃらなかったと市長に対し回答することといたします。</p> <p>事務局は、速やかに市長に回答をお願いします。</p> <p>次の議案に移ります。</p> <p>議案第2号、「生産緑地のあっせんについて」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局は議案説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第2号は、生産緑地のあっせんについてであります。</p> <p>対象となりました生産緑地は、習志野市鷺沼三丁目にある農地1筆であり、面積は854平方メートルであります。</p> <p>申請者及び買い取り希望額は、資料記載のとおりでございます。</p> <p>対象地である生産緑地につきましては、平成4年11月24日付けで生産緑地地区として指定されました。</p>

	<p>事務局</p> <p>この度、指定日から起算して30年を経過したことから、生産緑地法第10条の規定に基づき、令和4年12月16日付けにて、所有者より市に対して生産緑地の買取り申出がなされましたが、市及び他の公共団体等において買取り希望はありませんでした。</p> <p>よって、同法第13条に基づき、農業に従事することを希望する者が、これを取得できるようにあつせんに努める必要があることから、農業委員会及びJA千葉みらい習志野支店にあつせんが依頼されたものです。</p> <p>対象地は、添付の案内図のとおりであります。</p> <p>皆様におかれましては、添付資料と併せ、地域の農業者に対しまして、申請地の所在や面積、買取り希望額をお伝えいただく中で、買取り希望の有無をご確認くださいようお願いいたします。</p> <p>次回の令和5年第3回総会にて、皆様より、あつせん結果の報告をお伺いいたします。</p> <p>議案説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>続けて、議案の詳細説明をお願いします。</p> <p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
	<p>事務局</p> <p>…… 暫時休憩中、事務局詳細説明 ……</p>
<p>議長</p>	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>休憩前に戻り、会議を開きます。</p> <p>本件は、議案第1号議案と同様に、30年間という長い年月を生産緑地として利活用され、指定期間満了を機に、買取り申し出に至った事案です。</p> <p>ただ今の説明について、ご質問のある方は、挙手を願います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見・ご質問等が無ければ、委員の皆様には地域に持ち帰り、生産緑地の購入を希望された方がいるか、確認いただき次回の3月総会であつせん結果の報告を求めさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>次に移ります。</p>

議 長	<p>議案第3-1号、「農地法第4条の規定による許可申請について」と、議案第3-2号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議案とします。</p> <p>本件は、同一の転用事業でありますので、一括して審議します。</p> <p>事務局は、議案第3-1号、議案第3-2号の議案説明を一括してお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは議長の指示に従いまして、議案第3-1号、議案第3-2号については、一括して説明いたします。総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第3-1号、農地法第4条の規定による許可申請について。</p> <p>下記のとおり、農地法第4条第2項及び同法施行規則第30条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。</p> <p>令和5年2月7日提出。</p> <p>1番、申請地は習志野市実籾三丁目の農地1筆であり、面積は0.75平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容といたしましては、所有権の移転を行わず、土地所有者自らが公衆用道路用地に転用します。なお、整備後は市に対し、帰属となり無償で提供いたします。</p> <p>3番、転用目的は、ただ今申し上げたとおり、公衆用道路としての転用であり、これは道路拡幅整備に伴うものでございます。</p> <p>4番、申請者の住所及び氏名は記載のとおりであります。</p> <p>次に、議案第3-2号の議案書をご覧ください。</p> <p>議案第3-2号は、農地法第5条の規定による許可申請についてであります。</p> <p>下記のとおり、農地法第5条第3項及び同法施行規則第30条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。</p> <p>令和5年2月7日提出。</p> <p>1番、申請地は、習志野市実籾三丁目の農地2筆であり、2筆の合計面積は、487平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容は、使用貸借権の設定であり、期間は許可日から35年間であります。</p> <p>3番、転用目的は、専用住宅建築のためであります。</p> <p>4番、申請者の住所及び氏名は記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続けて、議案の詳細説明をお願いします。</p> <p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>

事務局	…… 暫時休憩中、議案第3-1号、議案第3-2号の一括詳細説明 ……
議長	はい。ありがとうございました。 休憩前に戻り会議を開きます。 それでは、実籾地区推薦の飯生委員から、ご意見等お願いします。
飯生委員	はい。大きな問題点は無いです。 隣接地で営農している私も、土地所有者がトラクターで耕している姿を普段から見ておりますので、土地の管理は出来ております。 多少気になる点としては、申請地周辺は雨水などの排水施設が無く、雨水が溜まりやすい土地であると認識しています。 工事完成後の水溜まり状況などを注視したいと思います。
議長	はい。ありがとうございます。 過去の大雨時は、どの程度水が溜まったのでしょうか。
飯生委員	はい。申請地周辺がすり鉢の底のようになっていますから、一番雨水が集まる ところですよ。 現在は、市などの対策などにより、あまり見受けられなくなったので、大丈夫 かなと思います。
議長	はい。ありがとうございます。 続いて、同じ実籾地区の渡邊幸枝委員はいかがでしょう。
渡邊(幸)委員	はい。飯生委員と同じですが、やっぱり心配なのは雨水ですね。 何年か前に大雨が降った時に、あの辺り一帯、魚が釣れるぐらいになったの でそれだけが心配ですね。 以上です。
議長	はい。ありがとうございます。 同じ地区の櫻井茂雄委員はいかがでしょう。
櫻井委員	はい。私も2名の委員とほぼ同じ意見でございます。 雨水が畑に浸水して中々作物が育たないと聞いております。 住み始めた後、大雨時にどの様な影響が出るのか、それがちょっと 懸念材料であります。

<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、実籾地区推薦の各委員より、土地の形状上、雨水が溜まりやすい地域であるとの説明がありました。</p> <p>現地調査時では、申請代理人より排水施設については、しっかり施工を行うと説明がありましたので、転用工事完了後の状況も注視が必要です。</p> <p>事務局に確認いたしますが、宅地に転用しようとする申請地が2筆ですが、何か理由があつて分筆をしたのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。お答えいたします。</p> <p>申請地は、これまで大きな1筆と、小さな1筆の2筆ございました。</p> <p>その内、大きな筆は農地で残す範囲と宅地に転用する範囲の2筆に分筆し、小さな筆は宅地に転用する範囲と道路用地に転用する範囲の2筆に分筆しました。</p> <p>このことから、宅地に転用する筆が2筆となったものでございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>他に、ご意見やご質問ありませんか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。</p> <p>本件は、同一事業でありますので、一括して採決いたします。</p> <p>議案第3-1号、「農地法第4条の規定による許可申請について」と、議案第3-2号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を許可相当とすることに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>全員賛成により、議案第3-1号及び議案第3-2号を許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見書を附して進達することに決しました。</p> <p>事務局は、千葉県知事に対して意見書を附して進達してください。</p> <p>それでは、次にまいります。</p> <p>議案第4-1号から議案第4-3号についての審議に移ります。</p> <p>これらは、「令和4年度習志野市農用地利用集積計画第4号(案)」についてですが、まず、議案第4-1号と議案第4-2号について審議いたします。</p> <p>議案第4-1号及び議案第4-2号は、同一の認定農業者が2名の土地所有者より農地を借り入れるため、2件の議案となりました。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>これにより、議案第4-1号と議案第4-2号を一括審議とします。事務局に議案説明を求めます。</p> <p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。 議案第4-1号及び議案第4-2号について、一括して説明いたします。 議案第4-1号、令和4年度習志野市農用地利用集積計画第4号(案)について。下記の通り、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第4号(案)の適否について依頼があったので、計画案のとおり決定することについて、審議を求める。 令和5年2月7日提出。 1番、申請地は、藤崎一丁目の農地7筆であり、7筆の合計面積は、8,891平方メートルであります。 2番、権利の内容は、使用貸借権の設定であり、期間は令和5年2月14日から令和8年2月13日までの3年間であります。 3番、申請者の住所及び氏名は、記載のとおりであります。 続きまして、次のページ、議案第4-2号の議案書をご覧ください。 提案理由は、同一であるため、割愛させていただきます。 1番、申請地は、習志野市藤崎一丁目の農地1筆であり、面積は1,940平方メートルであります。 2番、権利の内容及び設定期間は、議案第4-1号と同様の権利設定及び期間となっております。 3番、申請者の住所及び氏名は、記載のとおりであります。 説明は以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。 続けて、議案の詳細説明をお願いします。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p> <p>…… 暫時休憩中、議案第4-1号、議案第4-2号の一括詳細説明 ……</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。 休憩前に戻り会議を開きます。 それでは、借受人の日々の営農状況について、確認させていただきます。 谷津地区推薦の三代川 和彦委員、借受人の耕作状況は、いかがでしょうか。</p>

<p>三代川和彦委員</p>	<p>はい。借受人については、一生懸命耕作を行っています。 現在、鷺沼地区をメインの耕作地で農業していますが、区画整理事業で使えなくなりますので、農業を続けて行くため、今回、藤崎地区に借入れを求めたと聞いています。 今後も一生懸命やっていくと思いますので、心配はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。 続きまして、藤崎地区推薦の江口 勝洋委員、いかがでしょうか。</p>
<p>江口勝洋委員</p>	<p>はい。全くもって問題が無いと思います。 しっかりやってくれるのではないかと期待しております。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 同じく、藤崎地区推薦の江口 明美委員、いかがでしょうか。</p>
<p>江口明美委員</p>	<p>はい。私も日頃から営農されている姿をよく拝見しております。 いつもキレイに耕作されていて、ご家族の協力もあるようなので、全く問題ないと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、これより、議案第4-1号及び議案第4-2号についての審議に入ります。 改めてご質問等の有る方は、挙手願います。 よろしいでしょうか。 それでは、ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。 議案第4-1号及び議案第4-2号の「令和4年度習志野市農用地利用集積計画第4号(案)について」お諮りいたします。 農業委員会として、市長が定めた計画案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。賛成の方は、挙手願います。 ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第4-1号及び議案第4-2号、「令和4年度習志野市農用地利用集積計画第4号(案)について」は、計画案のとおり決定することと決しました。 事務局は、市長に対して速やかに回答文書を提出してください。 よろしく願いいたします。</p>

議 長	<p>では、次にまいります。</p> <p>議案第4-3号について、審議いたします。</p> <p>議案第4-3号は、今ほどの議案と同様に「令和4年度習志野市農用地利用集積計画第4号(案)について」です。</p> <p>事務局より、議案第4-3号の議案説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第4-3号につきましても、令和4年度習志野市農用地利用集積計画第4号案についてであります。</p> <p>提案理由は、議案第4-1号及び議案第4-2号と同一であるため、割愛いたします。</p> <p>1番、申請地は、実籾本郷の農地1筆であり、面積は1,738平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容は、使用貸借権の設定であり、期間は令和5年2月14日から令和8年2月13日までの3年間であります。</p> <p>3番、申請者の住所及び氏名は、記載のとおりであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続けて、議案の詳細説明をお願いします。</p> <p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>…… 暫時休憩中、議案第4-3号の詳細説明 ……</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>それでは、実籾地区推薦の飯生委員、借受人の日々の営農状況はいかがでしょうか。</p>
飯生委員	<p>借受人は、まだ若い方なので大丈夫だと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく実籾地区の渡邊幸枝委員、意見ありませんか。</p>
渡邊(幸)委員	<p>はい。土地所有者は体調を崩されていた時期があり、譲受人に耕作してもらえるのは、とても良い事だと思います。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。 同じ地区の櫻井茂雄委員、ご意見ありませんか。</p>
櫻井委員	<p>はい。借受人は、5月頃に落花生を作付け予定と聞いています。</p>
議 長	<p>お三方、ありがとうございました。 借受人は、年齢も若く精力的に交錯されている方であると発言がありました。また、営農計画の話も伺えました。 それでは、これより、議案第4-3号についての審議に入ります。 ご質問の有る方は、挙手願います。 よろしいでしょうか。 ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。 議案第4-3号、「令和4年度習志野市農用地利用集積計画第4号(案)について」お諮りいたします。 農業委員会として、市長が定めた計画案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。賛成の方は、挙手願います。 はい。ありがとうございました。 全員賛成ですので、議案第4-3号、「令和4年度習志野市農用地利用集積計画第4号(案)について」は、計画案のとおり決定することと決しました。 事務局は、市長に対して速やかに回答文書を提出してください。 以上で、審議案件は、全て終了となります。</p>
議 長	<p>次に、報告事項に入ります。 報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理通知及び、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知ですが、事前に皆様へ総会資料を配布しておりますので、目を通していただいていることと思います。 質問等の有る方は、挙手願います。 事務局、何か補足説明等がありますか。</p>
事務局	<p>特段ございません。</p>
議 長	<p>委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。</p>
委 員	<p>……「ありません。」と発言あり ……</p>

<p>議 長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 質問等が無いようなので、次にまいります。 続きまして、報告第3-1号及び、報告第3-2号に移ります。 いずれも、引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて ですが、事務局、何か補足説明等がありますか。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>…… 暫時休憩中、報告第3-1号、報告第3-2号の一括補足説明 ……</p>
<p>議 長</p>	<p>補足説明ありがとうございました。 休憩前に戻り会議を開きます。 それでは、2件の現地調査に同行した中基委員から各々の報告を お願いします。</p>
<p>中基委員</p>	<p>はい。各々の農地は、適正に管理されておりました。</p>
<p>議 長</p>	<p>中基委員、どうもありがとうございました。 委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 よろしいですか、質問等が無ければ、次にまいります。</p> <p>報告第4号、転用事実確認証明書の交付についてであります。 事務局、補足説明はありますか。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>…… 暫時休憩中、報告第4号の補足説明 ……</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます、休憩前に戻り会議を開きます。 ただ今の報告について委員の皆さん、何か質問等ありますか。 無いようでしたら以上を持ちまして、令和5年第2回習志野市農業 委員会総会を終了いたします。 この後、連絡事項がありますので、事務局より進行をお願いします。</p>